

前橋市以外の者が行う前橋市公共下水道施設工事取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市下水道計画区域（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の予定処理区域をいう。）において、下水道法（昭和33年法律第79号）第16条の規定による公共下水道管理者以外の者の行う公共下水道施設に関する工事（以下「工事」という。）について、必要な事項を定めるものとする。ただし、前橋市公共下水道取付管設置等取扱要綱第10条に規定する自費工事及び、前橋市宅地開発指導要綱（平成16年前橋市告示第339号）第20条の規定によるものは除くものとする。

(申請)

第2条 工事をしようとする者（以下「申請者」という。）は、前橋市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請し、承認を得なければならない。

2 前項の申請は、前橋市公共下水道施設工事承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）によるものとし、必要な書類を添付し、2部を提出しなければならない。

3 申請者以外の者が申請をする場合は、代理人を定めて下水道施設工事承認申請における代理人届出書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(承認)

第3条 管理者は、前条の申請書を受理したときは、次の各号に掲げる内容のほか必要な調査等をし、相当と認める場合は、工事の承認をすることができる。

(1) 工事により公共下水道施設を設置する場合は、前橋市（以下「市」という。）の公共下水道計画に基づいていること。

(2) 前号により設置される施設は、前橋市水道局下水道工事標準仕様書による構造とし、その流末は既設公共下水道施設へ接続していること。

(3) 工事完成後、当該下水道施設を前橋市水道局に帰属することを承諾していること。

(4) 地域の環境が改善されること。

(5) 公共用水域の水質が保全されること。

2 管理者は、前項による承認をしたときは、申請書に承認に係る必要事項を記載し、提出された2部のうち1部を申請者へ送付する。

3 本条は、既設公共下水道施設に関する工事についても適用できるものとし、この場合において、第1項第1号の公共下水道施設を設置する場合を、既設公共下水道施設の改築等をする場合と読みかえるものとする。

(工事の施工)

第4条 申請者は、前条第1項により承認された工事（以下「工事」という。）を施工するときは、工事の着手前に工事着手届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 工事は、前橋市建設工事競争入札参加資格審査要領第3条による建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格において、土木一式工事の認定を受けた者でなければ施工することができない。

(費用の負担)

第5条 申請及び工事に要する費用は、申請者の負担とする。

(工事の完了)

第6条 申請者は、工事が完了したときは、工事完了の日から5日以内（工事完了日を含む。）に工事完了届（様式第4号）を管理者に提出し、前橋市（以下「市」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査は市の検査員が行い、検査を完了したときは、検査調書（様式第5号）を作成し管理者へ提出する。
- 3 管理者は、検査調書が提出された場合、申請者に対しその検査結果を検査結果通知書（様式第6号）により通知する。
- 4 検査結果通知書をもって、工事により設置した下水道施設は前橋市水道局に帰属したものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。